

栗東市農業委員会

ミシマ報
11月臨時号



～お知らせ～

新たな（次期）栗東市農業委員、

農地利用最適化推進委員の説明会について！

来年7月19日には、現在の農業委員並びに農地利用最適化推進委員（以下、農業委員等）の任期が満了することから、新たな（次期）農業委員等を公募し、選任する必要があります。

つきましては、その準備行為として新たな（次期）農業委員等の改選についての公募説明会（立候補・推薦の応募方法等の説明）を下記のとおり、開催します。

農業委員等の立候補、推薦を考えておられる方は、以下のいずれかの日程にご出席ください。

日 時:①令和7年12月15日(月) 午後7:00 ~
②令和7年12月16日(火) 午後7:00 ~

場 所:栗東市役所庁舎 2階第1会議室

※説明会の内容は、1回目も2回目も同じです。

・農業委員会とは

「地方自治法」や「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に置かれる行政機関です。

農地の転用や売買等の許可や無断転用の監視、農業の担い手の確保・育成などが主な活動となります。

農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員で構成します。

主な職務内容

農業委員

1. 農業委員会総会及び各種会議等に出席し、農地の権利移動や転用等に係る許認可に伴う審議及び決定を行う。
2. 農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地の利用集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消の推進、新規就農の支援をするための活動を行う。
3. 地域内の農業および農業者に関する調査及び情報収集を行い、関係行政機関等に対し、農業委員会の意見を行う等。

農地利用最適化推進委員

1. 農業委員会総会及び各種会議等に出席し、農地の権利移動や転用等の現地調査、推進委員として意見を述べる。
2. 農業委員と連携し、担当する区域において、現場活動を通じて農地利用の最適化の推進活動を行う。
3. 農業委員と連携し、地域の話し合いの推進や個別相談、農地中間管理機構等の連携に努める等。

※農地利用最適化推進委員は、農業委員とほぼ同様の役割を担い、連携し担当区域における農地利用の最適化を推進しますが、法に基づく案件についての総会での議決権はありません。

・現在の栗東市農業委員会組織（令和5年7月20日～令和8年7月19日）

農業委員 14名
農地利用最適化推進委員 7名

・新たな（次期）栗東市農業委員会組織（令和8年7月20日～令和11年7月19日）

農業委員 14名
農地利用最適化推進委員 7名

※農業委員、農地利用最適化推進委員の人数については、栗東市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例により定められています。

第24期栗東市農業委員会 会長：武村秀夫 副会長：大角重治

編集：栗東市農業委員会農政・広報部会 農政・広報部会長：小山邦一

農政・広報部会員： 小山邦一 / 服部新次 / 青木喜久美 / 田中喜八郎

発行日：令和7年11月10日(月) 発行：栗東市農業委員会 TEL:077-551-0319 FAX:077-551-0148